

昭和六十二年厚生省令第五十一号

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令
 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令を次のように定める。

（指定の申請）

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第十条第二項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 社会福祉士試験の実施に関する事務（以下この条、次条、第五条第一項、第六条、第九条、第十条、第十四条及び第十五条において「試験事務」という。）を行うようとする事務所の名称及び所在地
- 三 試験事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度の財産目録
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- 五 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- 六 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 七 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

（指定試験機関の名称の変更等の届出）

第二条 法第十四条第一項に規定する指定試験機関（以下この条から第五条まで、第九条から第十二条まで、第十四条及び第十五条において「指定試験機関」という。）は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとする年月日
- 二 変更の理由
- 三 新設又は廃止の理由

2 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
- 二 新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする年月日
- 三 新設又は廃止の理由

（役員を選任及び解任）

第三条 指定試験機関は、法第十一条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 選任に係る役員の名簿及び略歴又は解任に係る役員の名簿
- 二 選任又は解任の理由

（事業計画等の認可の申請）

第四条 指定試験機関は、法第十二条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第十二条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（試験事務規程の認可の申請）

第五条 指定試験機関は、法第十三条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に試験事務の実施に関する規程を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第十三条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（試験事務規程の記載事項）

第六条 法第十三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 試験事務の実施の方法に関する事項
- 二 受験手数料の収納の方法に関する事項
- 三 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 四 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 五 その他試験事務の実施に関し必要な事項

（社会福祉士試験委員の要件）

第七条 法第十四条第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において社会福祉に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者
- 二 厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

（社会福祉士試験委員の選任等の届出）

第八条 法第十四条第三項の規定による社会福祉士試験委員（以下この条において「試験委員」という。）の選任又は変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつて行わなければならない。

- 一 選任した試験委員の名簿及び略歴又は変更した試験委員の名簿
- 二 選任し、又は変更した年月日
- 三 選任又は変更の理由

（帳簿の備付け等）

第九条 指定試験機関は、試験事務を実施したときは、受験者の氏名、生年月日、住所、試験科目ごとの成績及び合格した者については合格証書の番号を記載した帳簿を作成し、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

（試験結果の報告）

第十条 指定試験機関は、試験事務を実施したときは、遅滞なく、受験申込者数及び受験者数を記載した試験結果報告書並びに合格者の氏名、生年月日、住所及び合格証書の番号を記載した合格者一覧表を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（受験停止の処分等の報告）

第十一条 指定試験機関は、法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する法第八条第一項の規定により、社会福祉士試験に関する不正行為に関係のある者に対して、その受験を停止させ、又はその試験を無効としたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 処分を行った者の氏名、生年月日及び住所
- 二 処分内容及び処分を行った年月日
- 三 不正の行為の内容

- 八 登録製造時等検査機関等に関する規則第三十条第一号及び別表
 - 九 作業環境測定法施行規則第五条第一項第二号イ及び第三十四条第一号
 - 十 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第七条第一号及び第二十三条の表筆記試験の項の下欄第一号
 - 十一 理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第四条第一号
 - 十二 美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第四条第一号
 - 十三 精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第七条第一号
 - 十四 職業能力開発促進法施行規則第四十八条の二第二項第三号並びに同条第三項第五号及び第六号
 - 十五 臨床工学技士法施行規則第二十四条第一号
 - 十六 義肢装具士法施行規則第二十四条第一号
 - 十七 歯科衛生士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第十六条第一号
 - 十八 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第七条第一号
 - 十九 柔道整復師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第十六条第一号
 - 二十 救急救命士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第十六条第一号
 - 二十一 言語聴覚士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第十六条第一号
- 附 則 (平成一九年二月五日厚生労働省令第一四四号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二〇年三月二四日厚生労働省令第四二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二三年一〇月二二日厚生労働省令第一三二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二八年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二六年六月二五日厚生労働省令第七一七号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二七年八月三一日厚生労働省令第一三三三三号)
この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年九月一日)から施行する。
- 附 則 (平成二八年三月三一日厚生労働省令第七七号) 抄
(施行期日)
1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 別記様式(第13条、第22条、第24条、第25条関係)

別記様式(第13条、第22条、第24条、第25条関係)

(第1面)
12センチメートル

立入検査職員身分証明書 職 名 氏 名 生年月日	写真 2センチメートル
-----------------------------------	----------------

上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和四十九年法律(第97号)第23条第1項(第2号)、第41条第3項及び第43条第3項において準用する場合を含む。)の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。

年 月 日交付
厚生労働大臣印

(第2面)
社会福祉士及び介護福祉士法(抄)

第16条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要範囲内で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の設備、書籍その他必要物品を検査させ、又は関係者に質問をすることができる。

第17条 第16条の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の同意があるときは、これを提示しなければならない。

第18条 第17条の規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(準用)
第17条 第16条第3項及び第4項、第18条から第20条まで並びに第26条から第27条までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、――(中略)――と読み替えるものとする。

(第3面)
(指定試験機関の指定等)
第41条
第16条第3項及び第4項並びに第18条から第20条までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、――(中略)――と読み替えるものとする。

(指定登録機関の指定等)
第43条
第16条第3項及び第4項、第18条から第20条まで、第26条から第27条まで並びに第28条の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、――(中略)――と読み替えるものとする。

(第4面)
第54条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

三 第26条第1項(第2号、第41条第3項及び第43条第3項において準用する場合を含む。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して真実をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。